

令和2年2月20日

群馬司法書士会創立100周年にあたっての会長声明

群馬司法書士会
会長 西川 正



当会は、大正9（1920）年2月20日に、その前身である前橋地方裁判所所属司法代書人会会則が認可され、創立されました。

本日、創立100周年の節目を迎えるにあたり、以下のとおり会長声明を発表いたします。

司法書士制度は、明治5（1872）年8月3日、太政官無号達、司法職務定制において定められた代書人にその淵源を求めることができます。以来、代書人から司法代書人、司法書士と名称を変えながら、司法書士は常に市民に身近な法律専門職能として、市民に寄り添い、市民の権利擁護のため活動を続けてまいりました。

この間、司法書士は、制度創設当初の裁判所に提出する書類の作成業務から、経済成長に伴っての不動産登記、商業法人登記の申請業務、そして、社会の変化に伴っての成年後見業務、財産管理業務、簡裁訴訟代理等関係業務その他消費者問題や労働問題への対応など、明治、大正、昭和、平成、そして令和へと、時代の流れとともに変革し、成長を続けてきております。

今日の司法書士制度があるのは、これまでそれぞれの時代において常に目の前に市民に向き合って真摯に業務に取り組み、社会から与えられた役割を全うしてこられた諸先達が築いてこられた歴史があつてこそであり、また、なによりも市民の皆さまのご支持、ご理解があつてこそなのです。

これから時代のいかなる変化にあっても、私たち司法書士自身も絶えず変革と成長を続け、市民の皆さまから信頼される存在であり続けなければなりません。

当会創立100周年の節目にあたり、この100年に深い感謝を捧げつつ、私たち司法書士は、市民の権利擁護と自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする法律専門職能として、今後もより一層、市民に身近で頼りがいのある存在であり続けることをお誓いいたします。